

犯罪・非行領域における心理臨床の特性

松嶋 祐子

要 約

本稿では、犯罪・非行領域の心理臨床の特性について述べた。まとめると、①対象者にとっては半ば強制的な開始であり、低い動機付けであることが多いこと、②職員は様々な側面で二重役割（ダブル・ロール）であること、③時間的制約が厳格であること、④客観的事実が重視される場であること、である。④については、情報収集が主軸となる場でありながらも、臨床家としては主観的事実と客観的事実を丁寧に分けて、主観的事実についても掘り下げていくことが必要であることを事例も交えて紹介した。時間的制約の厳しい中、主観的事実を的確に捉えるには、面接者は複数の問いを立てられることが重要である。そして、犯罪・非行臨床の本質ともいえる対象者の動機づけに係る課題については、有意義なアプローチの一つとして動機づけ面接を紹介した。

1 はじめに

1.1 犯罪・非行領域での仕事

犯罪・非行領域の臨床と一言でいっても、色々な場があるので、まずはそれを整理したい。警察が行っている、いわゆる「少年相談」（自治体ごとに名称はまちまち）と言われる相談活動であったり、被害者への対応を行う臨床家がいる。一見臨床と関係がなさそうな取調べについても、近年、司法面接¹といった考え方が広まっている。家庭裁判所に勤務する家庭裁判所調査官（以下、「家裁調査官」という。）は、必ずしも心理のバックグラウンドを持つ者ではないが、少年事件や家事事件に関わり、心理的援助を行っている。矯正施設（少年院、少年鑑別所、刑務所、拘留所）では、入所者の心理アセスメントを行い、処遇計画を策定することが多いが、再犯・再非行防止を目的としたトリートメントに参加したり、必要性の高い者にはいわゆる狭義のカウンセリング（1対1の面接）を実施していたりする。保護観察所では、保護観察官は保護観察となった非行少年や少年院出院者、執行猶予となった犯罪者もしくは刑務所から出所

¹ 司法面接とは、子ども（および障害者など社会的弱者）が事件の被害者や目撃者であった際に、誘導や記憶を保持する力が弱い子どもに対して適切な聞き取りを行い、法的な証拠として採用できる質の高い供述を得ることを目的として開発され、また、嫌な出来事の聴取による二次被害などの子どもに与える負担をできる限り少なくするものである。原則として面接は1回限りで、録画・録音をして行う（司法面接支援室、2020）。

してきた元受刑者の社会内処遇を担っている。同じく保護観察所に勤務する社会復帰調整官は、いわゆる「心身喪失者等医療観察法」に基づき、司法による刑罰ではなく、医療による治療が適切と判断された対象者らへの、各種の治療・処遇の調整を行っている。司法・犯罪領域ではないが、非行少年の支援に当たって、近接している児童福祉施設（児童相談所、児童自立支援施設、児童養護施設など）での支援もある。

1.2 ところで犯罪とは、犯罪者とは

こうして見ると、犯罪・非行領域といってもかなりの広がりがあることがわかる。被害者への支援も守備範囲に入ってくるが、本稿では議論をわかりやすくするために、加害者に限定して話を進めることにしたい。

さて、非行少年、犯罪者と聞いたとき、人々はどのような人物像を描くのだろうか。「犯罪者の心理を知りたい」と思ったことがある人は少なくないと思う。残忍な事件が報道されると、どういった心理でそんな行為ができるのだろうかと多くの人が素朴に疑問を抱くであろう。しかし、極端なことを述べると、非行少年・犯罪者になること自体は誰でも可能である。法律を破れば犯罪者である。今からちょっと近くの店に行き、商品を盗んでくれば立派な犯罪者である。今日まで非犯罪者であった人が、夜分に酔っ払った勢いでけんかをして、相手に怪我を負わせ、傷害罪となったら、この人もその日から犯罪者である。そんなの屁理屈だと思った読者の方は多いのではないかと。しかし、犯罪者・非行少年という言葉が指すものは、そのくらいおぼろげである。

非行少年のことをよく知っていると思っている熱心な実務家の間でも、互いが思い描いている非行少年像が異なるということはよく起こる。児童相談所の職員が思い描く非行少年と、司法領域の機関に勤務する職員が思い描く非行少年、この間にも差が起きる。前者が職務上会うことが多いのは、小・中学生頃の問題児童であろう。なかには刑法に規定されている犯罪行為を行った「立派な」非行少年も含まれているだろうが、基本的には学校内や地域で素行の悪さなどから問題視されている児童であり、その児童の悪評高い行動の中には、犯罪には当たらない行為（夜遊びや、怠学や授業妨害）も多く含まれていたりする。非行少年というよりは、不良という言葉が近いかもしれない。

ここまで長くなったが、つまりは、これほどまでに人々が非行少年、犯罪者というとき、その思い描いている像は異なる。常に自分が思い描いている非行少年像を点検し、それは数多くいる非行少年や犯罪者の中の一部でしかなく、一般化には限界があることを心に留めながら、犯罪・非行領域での臨床活動の特質について考えていく必要がある。

2 犯罪・非行領域の心理臨床の特性

犯罪・非行領域の心理臨床は、一般の臨床と本質を同じにするとところがある一方で、明らかに異なる面もあるだろう。その点について、述べたい。

上述のとおり、犯罪者、非行少年といっても一括にできず、千差万別であることを考えると、犯罪・非行領域の心理臨床を特徴付けているのは、その対象ではなく、場の性質に着目した方が適切と思える。まず、司法領域の仕事は何を目指したものなのかを考える必要がある。犯罪者や非行少年の「再犯防止」をし、「社会の安全」を守ることであろう。属している場、組織がこうした方向を目指していることが、個々の臨床にも当然影響を及ぼしてくる。再犯防止したいのは誰なのか？対象者も犯罪を止められるなら止めたいとは思っているかもしれないが、再犯防止を望む気持ちは国民または国民の代表としての国の方が強いかもしれない。そうすると、犯罪・非行臨床のターゲットとなる犯罪者や非行少年は、本人が望んでいない場合でも、処遇の場に連れてこられることになる。

2.1 半ば強制的な開始であり、低い動機付けであることが多い

一般の心理臨床では、クライアント本人もしくはそのご家族などが何か悩みがある、問題があると感じて自ら来談されることが基本である。他方、犯罪・非行領域では、本人が臨床の場に登場するきっかけは逮捕などであり、本人としては困っていないのに連れてこられることになる。しかも、はじめの段階で事件についての取調べを受けていたりするので、ますますその後には登場する臨床家は、どういった目的で自分と話をしようとしている人物なのか、疑心暗鬼になっても仕方がないであろう。

逮捕されたこと自体で反発心を抱いていることも少なくない。また自分の発言次第で裁判所の決定が変わるかも知れないと考えたら警戒するのも無理はない。この反対に、逮捕されたことでもう人生が終わりだと思って、悲嘆し、エネルギー低下状態にいる者もいるかもしれない。

犯罪・非行領域の臨床ではこのような心理状態にいる相手と関わっていく必要がある。須藤(2012)は、犯罪・非行臨床では面接スタート時の関係性が対等でないことを、面接者と被面接者の被対称性と呼び、双方の意識にズレが生じるのは必然であると説明している。

では、どうすればよいか。そのため対象者の問題を取り上げる前に、臨床家としての自分の存在を認めてもらう必要がある(門本, 2018)。一般の心理臨床でもラポール²の重要性は再三

² ラポールとは、セラピストとクライアントの間に、相互を信頼し合い、安心して自由に振る舞ったり、感情の交流を行える関係が成立している状態を表す言葉である。心理療法には色々な流派、療法があり、クライアントが良くなるための効果的な援助要素は何かを探った研究では、どのような方法を取るかということよりも、セラピストとクライアントの関係性の方が、治療効果への影響が大きいという結果もあり、

言われることであるが、司法領域の臨床ではそれがより重要なものとなってくると言える。

そして、面接の目的設定が大事であろう。面接者側としては調査を行いたい、対象者にとってはそれに応ずることは義務かもしれないが、多くの場合は積極的に希望することではないであろう。犯罪の背景には何かしらの問題が隠れていることが多いが、本人としては困っていないという場合は少なくない。正確に言うと、困っていないというより、問題を直視したくないというのが本当のところかもしれない。こうした非対称性を意識しないまま、自発的にやってこられるクライアントに対するのと同じように接するとおかしなことが起きてしまう。非対称性の関係であることから、面接者の方が率先的に関係性の構築を図り、面接を構造化していく必要があるであろう。

法的強制力の下で面接が開始された場合、対象者は面接者を望んでもいない面接を強要してくる者として捉え、反発や怒りを向けてくることもある。これについては、「権威を面接者の外に置く」ことも、一つの方法である（藤掛、2002）。具体的には「個人的にはあなたの気持ちはわからないでもないが、組織の一員である自分としては、××は仕方がないことと思う。」などと伝えたりする。治療者の自己の役割を「個人（治療者）としてのわたし」と「組織の一員であるわたし」の二つに分け、面接を強いられなければならない「組織の一員であるわたし」を第3の対象として外在化することで、対象者と「個人（治療者）としてのわたし」が二者関係の外に攻撃的感情を向けることができる。

2.2 二重役割（ダブル・ロール）

先に犯罪・非行領域という場の特徴を述べたことと関連するが、刑事司法関係機関に勤務する職員の本質は司法的機能の維持であり、それは社会の安全、犯罪防止を目的とする。少年司法は、少年法の第一条に示されているとおり少年の健全育成が目的であるので、まだ教育的な色合いがあるが、成人司法になると罰か更生支援かという対立構造が明確になってくる。

犯罪・非行臨床の特徴としての二重役割については、他の多くの臨床家が指摘しているところであり（藤岡、2001、2007；須藤、2012；門本、2018；寺村、2019）、「罰か教育か」といった二項対立的な議論は古くから続いている。須藤（2012）は、家裁調査官の仕事为例に挙げ、司法的判断を担うスタッフであると同時に、少年や家族に対して心理的、ケースワーク的な支援を行う福祉的・教育的機能も担っていることを指摘している。そして、大事なことは、そのような一見矛盾する二つの役割（role）に引き裂かれずにいること（being）そのものであり、犯罪・非行にかかわる専門職が直面しなければならない本質的な課題であるとしている。

ラポールは心理療法を成功させる上で基本的な前提条件として重視されている。

また、対象者に対する「罰か教育か」という二項対立の他に、対象者の支援者か社会防衛を担う機関の一端を担う者かという二重役割もある（寺村、2019）。一般の心理臨床では、クライアントの利益を考えて行われるであろう。しかし司法領域ではクライアントの幸福や自己実現がいつも最優先されるとは限らない（門本、2018）。社会の安全のことや被害者のことなど、目の前にいるクライアント以外のことも念頭に起きながら、対象者に関わる必要がある。特に重大事件の場合、それらの間の利益は直接的にぶつかる。こうした葛藤のある立場になり、相反する感情が湧いてくるのが、犯罪・非行臨床の特徴といえるだろう。どちらが正解というわかりやすい答えはない。常に、自分の人間観や倫理感が問われる仕事だと思う。

2.3 厳格な時間的制約

司法関係機関は間違いなく強大な権力を持っており、対象者の人権を大きく制約する。日本国憲法三十一条は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」としており、身体的自由は基本的な人権である。そのため、司法関係機関が対象者に関与できる時間は関係する法で厳密に定められている。例えば、警察が取調べにかけられる時間、検察が起訴までにかけてられる日数は刑事訴訟法によって定められている。捜査機関だけではなく、処遇に関与する機関もその事情は同様である。少年院では標準在院期間が設定されており、刑務所ではそれぞれ受刑者は刑期が言い渡されている。特に刑務所は、刑期の計算を間違えて1日でも当人が判決時に言い渡された収容期間を超えてしまったら、新聞に掲載されるほどの大事件になる。

一般の心理臨床でもインテーク時の見立てに基づいて、計画を立てながら臨床を進めるが、期限が明確に決まっている犯罪・非行臨床では、より綿密な計画性が要求される。限られた期間内でより効果的な関わりをするために、どのポイントに重点的に働き掛けるのか優先順位をつける必要がある。アセスメントの際に、この少年の将来について決断するためにはもう少し時間が必要だと感じたり、処遇に当たってもう1週間あったらこの少年は大きな変化を遂げるのではないだろうかなどと思っても、法に定められた日数以上には期間を延ばせない。もしかすると、この時間的制約が最も犯罪・非行領域の仕事を特徴付けているものかもしれない。時間的制約があるために、情報収集が最優先され、面接者主導の面接にならざるを得ない面があるし、処遇方針を考える上でも、リミットの期限から逆算し、その限られた時間の中で最も効率的な関与を考えなければならない。そのためには予め処遇計画を策定し、中核的で、重要な課題から取り組む必要がある。少年鑑別所は、そのためにあるような施設である。時間切れになったために中核的な問題を取り扱わずに期限を迎えたということでは、犯罪者・非行少年の処遇に責務を負う国の役割を果たしていないことになるであろう。犯罪・非行領域の心理臨床

家は、次の処遇機関や担当者に処遇ポイントを示して引き継ぐため、特にアセスメントに長けているが、その背景にはこうした時間的制約があるという事情が大きいであろう。

「誰を」優先的に処遇するかという問題が出てくるのも、この領域独特かもしれない。数多くいる対象者のニーズを限りある時間、スタッフ、物的資源で処遇を行うには、対象者のリスクやニーズの水準に応じた優先付けが必要であり、個々のケースマネジメントと組織のシステムマネジメント調和や、効率的・組織的な管理が求められる（寺村、2019）。

近年、矯正施設や保護観察所には再犯・再非行に係るアセスメントツール等が導入されている。特に対象者人数が多く、時間的制約の大きい刑事施設では、2017年11月から受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の運用が一部開始され、再犯率（出所後2年以内に再び刑務所に入所する確率）を推定し、各種改善指導プログラムの対象者の選定を行う際の基礎資料としている（法務省、2019）。個々のケースアセスメント結果と、集団全体の中での位置付けの両方を勘案しながら、効率的なケースマネジメントが求められている。

2.4 情報聴取、客観的事実の重視

裁判のため、適正な法の執行のために司法領域においては、事実確認が重要となる。しかも、対象者の動機付けの問題や、調査のための時間に限りがあるため、調査を難しくする要因が一般よりも多いと思われる。

そもそも、犯罪・非行領域の臨床のスタートは、事件という客観的事実が前提であり、主観的事実と客観的事実の区別が、殊の外、重視される（橋本、2019）。司法領域では、一般の心理臨床では、セラピストとクライアントとの間の阿吽の呼吸で、あえて言語化しないようなことも、言語情報として押さえておく必要がある。下山（2002）は、「コミュニケーションによって成立する面接には、大きく分けて調査面接と臨床面接の二種類がある」と述べており、このうち調査面接については、「専門家がクライアントに質問することで必要な情報を得るための面接」としている。調査面接という面接のきき方は、「聴く（listening）」というよりは「訊く（asking）」である。

しかし、客観的事実の聞き取りのみで司法・犯罪領域の臨床は成立するののかというとそうではない。司法領域においては、客観的事実が種々の判断を行うにあたって大前提にはなるが、それだけでは被告人や少年が何を考え、感じて犯行を行ったのか、主観的事実が見えてこない。そして、この主観的事実は対象者に具体的な支援を行うに当たって重要になってくる。

客観的事実と主観的事実の違いをわかりやすく考えるために、次の仮想ケースを見ていきたい。客観的事実を情報として集めるだけなら、行動を時系列に沿って訊いて行くことになると思われるが、臨床面接として対象者を理解しようとするには様々な問いが浮かぶ。なぜその日

なのか、当日何をしていたのか、誰と飲みに行っていたのか、なぜ他の客でなくその客とけんかになったのか、未成年であるがこれまでも飲酒はよく行っているのか、飲酒した状態でけんかしたことは過去にもあったのか、などである。

<仮想事例> 19歳、男子少年

客観的事実：居酒屋にて酩酊下で店内の他の客（42歳、男性）の頭部を殴り、傷害を負わせた。

主観的事実（少年の語り）：最近、仕事がうまくいってなくて、上司に怒られてばかりで、その日も仕事終わりに憂さ晴らしで酒を飲んでいて、せっかく酒で気分を晴らそうとしていたのに、向こうの席に座っていた客がどうも自分の上司と雰囲気似ていて苛ついた。その客が近寄ってきて自分にぶつかった。後で事件取調べ時に警察から聞かされた話では、その客はトイレに行く途中に通路が狭くてよろけたらしいが、自分は苛ついていたため、けんかをふっかけたらんだと思い、とっさに「てめえヤンのか！」と叫んで被害者に殴りかかってしまった。

酒を呑むとどうも自分が抑えられなくなってしまい、この事件の1か月前も、一緒に呑んでいた後輩のへらへらした態度に、ばかにされているように感じて殴ってしまった。このときは他の仲間すぐに止められ、殴った相手も知り合いだったから、酔いが冷めた後に謝って、事件にならずにすんだ。

上記の主観的事実からどのようなアセスメントが可能だろうか。例として、以下のようなことが考えられる。対象者の能力、生活習慣（飲酒）、自己像に着目してみた。

- 仕事がうまくいっていないことから、まだ未成年で単に仕事に慣れていないのか（一時的）、それとも能力的に人並みにすることが難しいのか（常態的）、職場との相性が悪かったのか（環境因）などの仮説が立つ。そこで、最近していた仕事以外の過去の状況も聞いてみて、これまで学校の勉強も苦手で、他のアルバイト経験があるもののそれらでも失敗が多かったなどのエピソードが聞かれたら、単に一時的なものではなく、知能検査による精査が必要かもしれない。
- 未成年で飲酒をしている点も、どの程度飲酒が習慣化しているか、それが別の問題行動、ここでいうと粗暴行為などにつながっているのかも確認する必要がある。まずは飲酒習慣について、いつから飲み始めたのか、どのくらいの頻度で呑んでいるのか確認してみる。他にお酒の失敗がないかも聞いてみる。酩酊下でのみ、犯罪・非行などの逸脱行動に出る者もいる。

- そして、上司に似ている人を見て苛ついたり、後輩にばかにされたと感じて腹を立てたり、どこか自分、特に男性性に自信がなさそうである。少なくとも物事がうまくいっていないという感覚を持っていそうである。他の場面では、どういったときに苛つきを感じるのだろうか。それとも、苛つくのは自己矮小感を感じたときだけなのだろうか。

このように本人の語りから、面接時にこちらから確認すべき様々な点が考えられる。時間の限られた司法・犯罪領域の面接では、どれだけ「問い」が立てられるかが勝負の鍵を握っていると言っても過言ではないかもしれない。元家裁調査官の橋本（2020）は、調査面接のコツとして、被面接者に問いかけをする際には、どのような返答が戻ってくるのか3つの回答とそれに対する自分の応答を想定することを勧めている。2つまでは考えられるが、3つ目がなかなか出てこないという。筆者の場合、少年鑑別所での例になるが、少年鑑別所では少年の処分に対する意見は、所長以下の関係職員が一同に会する判定会議によって決まる。採用されて間もない若手の心理職は、面接時に多様な問いが思いつかないため、情報不足になりやすく、判定会議の際に先輩職員に様々な質問をされる。こうしたプロセスは、橋本の言う、数多くの問いを立てる力を身に付けることにつながっているだろう。

さいごに、ケースレポートの作成にもコツがいる。法律などをバックグラウンドとする他職種と連携する機会も多いため、主観的事実と客観的事実の使い分けが重要である。しかし、心理職は、意識して訓練しないと、目の前のクライアントに寄り添おうとする気持ちが強いがあまりに、主観的事実と客観的事実をあまり区別しない、もしくは混同してしまう、嫌いがあるように思う。このとき、感情面のことばかりを主張しても、相手にしてもらえないといってよいだろう（これは近年の心理職の仕事は多職種連携の重要性が増している状況から、他の領域の心理職にも言えることだと思う）。

3 動機付け面接

司法・犯罪領域の心理臨床の特徴として、対象者の動機付けが低いこと、半ば強制的に始まる関わりであることを論じてきたが、ではどうすればよいのか。動機づけ面接（Motivational Interviewing; MI）と呼ばれるものがある。犯罪・非行臨床では、その特徴上、動機付けが非常に大事であるので、動機づけ面接の概要を紹介したい。

動機づけ面接はもともとはアルコール依存症者の治療への動機づけを高めるために誕生したが、アルコール以外にも各種の問題行動を有する者や、今ではうつ病などの一般臨床の対象者

にまでその適用の範囲を広げており、対人援助の場面では幅広く活用できるものといえる。Millerら(2019)は、動機づけ面接のいくつかの定義を示しているが、そのうち最も簡潔な定義は「協働的なスタイルの会話によって、その人自身が変わるための動機づけとコミットメントを強める方法 (p.17)」である。

人は自分の何かを変えようというとき、往々にして相反する考えや感情にとらわれ、膠着状態に陥りやすい。両価的(アンビバレンス: ambivalence)³な状態に留まりやすいが、MIではこの矛盾を広げ、動機づけを高めていく。

3.1 MIのプロセス

MIは4つの重なり合うプロセスを、ときに螺旋状に揺らぎながら進む。その4つは、“engaging: 関わる”、“focusing: フォーカスする”、“evoking: 引き出す”、“planning: 計画する”である。

- 1) 「**関わる**」: MIに限った話ではないが、ふたりの間に助け合う絆と作業同盟が確立するプロセスである。
- 2) 「**フォーカス**」: 変化についての会話が特定の方向に向かって進み続けるようにするプロセスである。変化に向かう道がたくさんある中、どの道にフォーカスするかは、話し合いによる。嗜癖的行動や医学的な治療では、目指すべき方向に多くの選択肢はないかもしれないが、それでも治療プランは複数あるであろう。他方で、ある人を許すかどうか、留まるか立ち去るか、あるいは自分の態度と考え方をどのようにするかといった一概に正解がない選択と決断も、フォーカスするプロセスに含まれる。
- 3) 「**引き出す**」: クライアント自身から変化への動機づけを引き出すことである。これはMIの中核であり、はじめの「関わる」「フォーカスする」は下準備ともいえる。
- 4) 「**計画する**」: 動機づけが高まった段階であり、変化へのコミットメントを固め、具体的な行動計画を立てる。

3.2 MIの基本的スタイル・スピリット

MIは、基本的にはC.ロジャースから始まった来談者中心療法の理論に基づいている。病気の治療では治す側と治される側となつて、治す側の方に力を有し、上位の関係性となるが、来談者中心療法では、クライアントは自分で問題を解決する力を持つ者と見なし、セラピストは伴走者のように寄り添って、その手助けをすると考える。クライアントの強みと資源を引き出すためのパートナーとなり、相手を受容し、思いやる。決して、相手を説得しようとしたり、

³ あることを望む状態と望まない状態が同時に存在すること、または二つの両立不可能なものを望むこと

正そうとしたりはしない。ただし、MI では特定の変化の方向を目指して意識的に面談が進められる点は、来談者中心療法とは異なる。

3.3 間違い指摘反射を抑える

動機付け面接では、支援者が正論を言いたくなる性質のことを間違い指摘反射と言う。人は目の前に正しい方向へ導くべき者が存在するとき、正論を述べたくなりがちである。非行少年や犯罪者を目の前にしたら、多くの人は、その者に否を認めさせ、反省させたくるのではない。しかし、健康的な人であれば、多くの場合、自分自身を信じ、他人の意見よりも自分自身の意見に重きを置こうとする傾向がある。そのため、援助者が先に変化すべき正論を押し付けてしまうと、対象者はもう一つの意見、つまりは変化をしなくても良い理由の方を支持するようになると MI では考える。対象者のこうした現象について、以前は人格的に未熟で防衛的、精神分析でいうところの「否認」や「抵抗」状態にある人などと言われることもあった。しかし MI では、説得を受けた側の心理として自然な心の動きであると考えられる。

アルコール依存症者の場合、周囲からは止めても飲酒を止めない、ロクでなしと見做されてしまうことが多い。周囲の者から見放されてしまうと、いよいよ頼れるのはアルコールだけになってしまい、「つべこべうるさい！呑んでやる！」とやけになって再び飲酒するという悪循環に陥りやすい。薬物依存症者と周囲との関係についても、同様の悪循環が生じる。犯罪・非行領域の対象者はその性質上、今後、社会の秩序を乱さないよう行動変容を外的に要求される立場にあると言える。通常の状態でも、人は変化をするときに両面的な状態になるのであるから、より一層葛藤が強い、もしくは否定的な気持ちの方が強いのは当然ではないだろうか。犯罪・非行領域の対象者はこれまで散々正論を押し付けられてきている者たちである。そのため、犯罪・非行臨床に携わる者は、MI で説明されているような、それまで周囲の者がとった行動と異なる対応を取る必要があるだろう。

3.4 中核的技能

MI の全プロセスで一貫して重要になる中核的技能がある。それは、OARS（英語で‘oar’とはボートを漕ぐ「オール」のことである）と呼ばれ、質問（Open question）、是認（Affirmation）、聞き返し（Reflection）、サマライズ（Summarize）である。

開かれた質問とは、答える前に少し考えるよう求め、答え方には幅広い自由度を持たせるものである。MI の基本のリズムはワルツのように、開かれた質問を1つし、クライアントが話したら2つほど聞き返しをするというものである。ただし、開かれた質問が良いと言っても、立て続けに質問をすると、質問・応答の罫にはまってしまう。開かれた質問はある特定の方向に

注目を向けるように会話を導いていくことであり、これに続いて聞き返しを行うことによって、クライアント自身による考察と気づきをより促すことができる。

是認はポジティブな部分を強調すること、相手が人として持っている固有の価値を見つけ認めること、支え、勇気づけることである。是認の効用として、治療が継続しやすくなるし、防衛機制も弱くなることが挙げられる。是認の伝えた方のコツとしては、フォーカスをクライアントに置くようにする。例えば「私はあなたを誇りに思う。」という言葉は、褒めている側が権威者として一段上の立場になってしまう。良い是認は通常「あなた」を主体にする。

サマライズの本質は、聞き返しであるが、サマライズが持つ特質は相手が述べた種々の要素を一つに集めることである。良いサマライズは「全体像」を把握しており、クライアントが述べた際にはバラバラだった要素をうまく統合している。特にアンビバレンス（両価性）については、葛藤やジレンマがうまく整理され、新たなものが生まれる可能性が出てくる。

変化への動機づけを高めるには、対象者自らが変化すべき理由（チェンジトーク）を口に出していることが理想的である。OARS の技法を丁寧に繰り返し、相手が自ら考えを深め、動機づけを高めるように促していくことが望まれる。

<動機づけ面接の活用例>

森田（2017）は、刑事施設における性犯罪者のグループワークにおける、動機づけ面接の活用を紹介している。刑事施設では、改善・更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図るための矯正処遇が行われている。このうち、特別改善指導は、特定の事情を有することによって改善更生、円滑な社会復帰に支障が認められる受刑者を対象としたものであり、その一つに性犯罪再犯防止指導がある（法務省、2019）。標準的には指導担当者2名と受講者8名の固定メンバーによる話合いによりプログラムが進むグループである。認知行動療法をベースとしており、他の参加者の話を聞くことにより、認知の偏りの変化を促進することが期待される。

このプログラムの受講期間は、受講者のリスクとニーズによるが最長では9ヶ月に及び、これは現在刑事施設で実施されている改善指導の中では最長であり、その長い受講期間の間、そして受講開始前から様々な抵抗が生ずる。特に、性という本来は個人的な事柄を話し合おうという場であるので、他の改善指導以上に対象者（のみならず指導者の）抵抗感は強い。刑事施設において、指導者にとって最も難しい指導の一つがこの性犯罪者のグループワークとあって過言ではないだろう。特別改善指導には受講義務があり、正当な理由のない受講拒否は刑事施設における遵守事項違反の対象となり得るのだが、そうは言っても、様々な理由で受講への抵抗・拒否が生じる。

- 犯罪は自分の意思でやめようと思えばいつでもやめられるから自分には指導など必要ない
- プログラムに出入りする事で性犯罪者であることを他の受刑者に知られたくない
- どうせ自分は変わらないからプログラムなど無駄だ
- 人前で自分のことを話したくない

このように、プログラムに参加しなくて済むように様々な理由付けがなされる。受講義務を強調して、対象者をグループに引っ張り出そうとすることは、先に述べた正論を押し付けることと同じである。そうすると、さらなる抵抗を生み出しかねない。(なお、動機づけ面接は、遵守事項違反とならないように仕方なく義務としてプログラムに参加することを決めた者についても、内発的な動機づけを引き出すために役立つ技法である。)

それでは、正論を押し付ける指導者と MI を活用する指導者の例をそれぞれ見ていきたい。話の展開をわかりやすくするために、対象者と指導者の1対1の対話にしてある。対象者の最初の発言は同じであるが、異なる展開をしていく様子が見て取れる。

<例～正論を押し付ける指導者>

対象者：犯罪なんて、いつでもやめられますよ。また刑務所なんて入りたくないじゃないですか。だから、プログラムは受ける必要はありません。

指導者：プログラムは受けてもらわなければなりません。性犯罪をして受刑しているのですから、受講義務があります。

対象者：義務義務って、うんざりですよ。国はすぐそういうことをいう。犯罪なんてもう過去のことじゃないですか。もうしません！

指導者：国の役割ですから義務は義務です。あなたも責任を果たして下さい。被害者の方に悪いと思わないのですか。

対象者：自分は受刑してるじゃないですか。それで十分過去を清算してませんか？それに被害者にも落ち度があったんですよ！

指導者：そんな態度では、また犯罪をするのではないですか？

対象者：やらねえよ！オレのこと疑ってるんですか！もうこんなところごめんだ！（怒りに任せて教室から無断離脱をしようとして、所内の規律違反行為となる。）

対象者は怒り心頭で部屋を出て行ってしまったが、指導者の言っているセリフだけに着目すると、いたって正論である。改善更生のため受講義務があること、被害者の存在を忘れてはならないこと、指導者は国の機関の執行者として対象者を受講させる役割にあること、再犯を懸

念していることなどである。先に述べた間違い指摘反射が繰り返されることで対象者の受講に対する拒否的な態度を強め、さいごには規律違反にまで至ってしまった。実務においては対象者との関係以外にも指導者を融通の利かない、頑な態度にする要因がある。プログラムは受講者のみならず、指導者にとっても職務上の義務であり、受講者の拒否的な態度を前にすると、自分は職員として能力が足りないのではないか、職員としての責務を果たせないのではないか、現状のままでは上司に報告できないなど、不安や切迫感にさいなまれ、焦燥感にかられる（森田、2017）。こうなると悪循環である。

なお、程度にもよるが所内で懲罰になると閉居罰という、要は謹慎処分のようなものになり、刑務作業をはじめとする一切の所内生活が中断し、居室でじっと安座していなければならない。司法・矯正では、その領域の性質上、違反行為は厳しく取り締まられる。心理学的視点から見ると行動化とも思えるような行為であっても違反は違反である。一度、所内生活が中断してしまうと、指導者やグループメンバーとの関係性も大きく後退してしまうことにつながりかねないので、規則だからという外的な理由のみならず、指導効果という側面からも、規律違反は可能な限り回避したいものである。

では、続いてMIを活用する指導者の対応を見ていきたい。

<例～MIを活用した指導者>

対象者：犯罪なんて、いつでもやめられますよ。また刑務所なんて入りたくないじゃないですか。だから、プログラムは受ける必要はありません。

指導者：もう犯罪をしない自信があるんですね、素晴らしい！刑務所にももう入りたくない、その通りですね。どうやったら犯罪をやめられそうでしょうか。教えていただけますか？

対象者：刑務所の生活の辛さを思い出して我慢します。もう女なんて見ません。

指導者：そうですね、ここでの生活が辛いんですね。もう二度と刑務所に戻ってこないように、過ちを繰り返さないように準備が必要でしょう。女の人をもう見ない…それはどのくらい実現可能性がありますか？

対象者：80%くらい・・・いや70%くらい・・・。

指導者：女性がない場所を選んで生活する必要がありますね。女性がない場所となると・・・。

対象者：男の多い職場を選びます。力仕事とか、男性ばかりでしょう。

指導者：なるほど。通勤はどうされますか？前回は電車内での事件でしたね。

対象者：車通勤にします。

指導者：いいですね。その方が安全ですね？ところで車はお持ちですか？

対象者：今は持ってないんで、出所したら買います。

指導者：車って高いですよね。すぐにお買えそうですか？

対象者：貯金がないんです…。しばらくどうしようかな。

指導者：車を買うまでの移動手段について考えておいた方が良さそうですね。車を買っても、電車に乗らなきゃならない場面は出てくるでしょうから、そういう場合のことも考えておくといいでしょう。1回でも犯罪をしたら、また捕まってしまうから、入念に準備しておきましょう。

対象者：車を買うまでのことまでは、考えていなかった。確かに色々考えておく必要がありますよね。

冒頭では受講に消極的であった対象者であるが、指導者が対象者の発言を否定することなく、「是認」と「聞き返し」によって少しずつ明細化させていったことで、さいごには対象者自らが、もっと綿密に考えておく必要があることに思い至っている。対象者が「自分の力で自分のリスクを考えることができた」と感じる体験が出来ることは、後々の課題にも前向きになれ、動機づけを高めることにつながるだろう。

対話中にある女性を今後目にしないようにするというのは、実際に比較的上がってくる案であり、この他にも例えば電車内痴漢事犯者が、都心部に住みながらも今後は一切電車に乗らないなど、実行が難しそうな再犯プランを真面目に口にすることが往々にある。対象者も再び犯罪をして刑務所に入るのは嫌だと思っているが、では具体的にどうすればいいかと問われるとすぐに実効性のあるプランは思いつかず、とっさに口に出した案が女性を見ない、電車に乗らない、という安易とも思える非現実的なプランになってしまうのかもしれない。その苦肉の案を指導者が真っ向から否定してしまうと、対象者はもう自ら考える意欲を失ってしまうおそれがある。本人が考えたプランに無理があるように感じられても、ひとまず是認し、聞き返しによって明細化することで、具体的に実行可能なレベルになるまでプランを考えさせていくことが望まれる。

4 さいごに

以上、本稿では犯罪・非行臨床の特性について述べた。わかりやすくするために、一般の心理臨床と比較する形で論じたが、実際には臨床の場は様々であり、一般の心理臨床でも誰かに言われて仕方がなくやってきた来談者がいたり、外的な制約からセッション数が限られることなどが往々にして起きることは承知している。犯罪・非行臨床は、特別なものに思われがちであるが、本稿をここまで読まれた方の中には、むしろ他領域の臨床と類似の面も多いなと思わ

れた方がいるかもしれない。だとしたら、筆者としてはうれしいことである。場の特殊性から、やや変化球な関わりを求められるが、そのような場の特殊性を考慮しながら、いかに対象者と出会い、関係を築いていこうかと模索するプロセスは、他領域の臨床家と同じであると思う。本稿が、犯罪・非行臨床について他領域の臨床家や学びの徒にある者から注目していただけるきっかけとなれば幸いである。

参考文献

- 門本泉 (2018) 加害者臨床を学ぶ—司法・犯罪心理学現場の実践ノート 金剛出版
司法面接支援室 <https://forensic-interviews.jp/doc/?r=7> (最終閲覧日 2020 年 6 月 30 日)
- 下山晴彦 (2002) カウンセリング的法律相談の可能性 (21 世紀の法律相談 - リーガルカウンセリングの試み) 現代のエスプリ、415、50-60、至文堂.
- 須藤明 (2012) 犯罪・非行領域における臨床的面接の本質 駒沢女子大学研究紀要、19、207-214.
- 寺村堅志 (2019) 犯罪・非行のアセスメント in: 岡本吉生編: 公認心理師の基礎と実践第 19 巻 - 司法・犯罪心理学、第 3 章、39-50、遠見書房.
- 橋本和明 (2019) 事実への接近のためのさまざまな心理面接とその技法 in: 岡本吉生編: 公認心理師の基礎と実践第 19 巻 - 司法・犯罪心理学、第 4 章、51-63、遠見書房.
- 橋本和明 (2020) 司法矯正・犯罪心理学特論 - 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 - 放送大学教育振興会.
- 藤岡淳子 (2001) 非行少年の加害と被害 - 非行心理臨床の現場から. 誠信書房.
- 藤岡淳子編 (2007) 犯罪・非行の心理学. 有斐閣.
- 法務省 (2019) 平成 30 年版 再犯防止推進白書.
- Miller, W. R. & Rollnick, S., (2012) *Motivational Interviewing, Third Edition: Helping People Change*. The Guilford Press. (原井宏明監訳 (2019) 動機づけ面接 (第 3 版) 星和書店)
- 森田陽子 (2017) 性犯罪者のグループワーク② - グループの停滞 (拒否と抵抗) - in: 門本泉・嶋田洋徳編著: 性犯罪者への治療的・教育的アプローチ、第 9 章、149-168、金剛出版.